



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第13号)

目次

| | ページ |
|---------------------------------------|-----|
| 病院管理規程 | |
| ○群馬県病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(経営戦略課) | 2 |
| ○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(同) | 4 |
| ○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同) | 4 |
| ○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同) | 5 |

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。
令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 条例第六条の二第一項の病院管理規程で定める方法により算出した額は、新たに採用された職員が採用された日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに県職員給与と条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額)並びにこれに第十条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
二 附則第十二項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに県職員給与と条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

2 条例第六条の二第一項のその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院管理規程で定める額は、職員の在勤する地域における最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第十条第一項の規定による地域別最低賃金の額と

同額(以下この条において「基準額」という。)とする。
3 第二種初任給調整手当の支給期間は、採用の日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間とする。

4 第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に就業規程第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第六項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第四条の規定により採用された短時間勤務職員にあつては当該額に就業規程第三条第八項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

5 条例第六条の二第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものは、当該職員を新たに採用された職員とみなして同項の規定を適用するものとしたらば特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

6 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

7 第四項の規定は、第五項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同項中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

8 第一項から前項までに規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、群馬県職員の例による。

第九条第一項中「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については一人につき三千元、同項第二号を削り、「一万五千元、同項第三号から第六号まで」を「一万三千元、同項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中「(以下「行九級職員等」という。)並びに行八級職員等(扶養親族たる配偶者に係る扶養手当に限る。)」を削り、同条第三項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条第四項を削る。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「及び次項」を「から第三項まで」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額」を「七万八千円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が定める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「交通機関等を」を「条例第十条第一号の交通機関等を」に改め、「かつ、」の下に「条例第十条第二号の」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十条第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設

(その所在地及び利用形態が管理者の定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(管理者が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として管理者が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第二十二條第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十七條第一項第一号中「二万千円」を「二万二千五百円」に改める。

第二十九條第二項中「百分の百二十七・五」を、「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十條第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十一條第三項中「定年間再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第八条から第九条まで及び第三十三條の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第一「医療職給料表(二)の項中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加え、「及び診療エックス線技師」を削る。

別表第二「医療職給料表(一)の部三級の項中「3 県庁の課長に相当する専門機関の部長又は室長の職務」を「3 県庁の課長に相当する専門機関の部長又は室長の職務 4 参事の職務」

務」に改め、同表「医療職給料表(二)の部一級の項及び二級の項中「又は診療エックス線技師」を削る。

別表第五「県庁の項中「新病院建設室長、」を削り、「及び薬剤主監」を、「薬剤主監及び病院改革推進主監」に改め、同表「専門機関の項中

| | |
|---|----------------|
| 5 | 医療安全管理室長 |
| 6 | 総合周産期母子医療センター長 |

| | | |
|----|--|----|
| 7 | 看護部長 | 七種 |
| 8 | 総合周産期母子医療センター副センター長 | 七種 |
| 9 | 室長(医療安全管理室長を除き、任用規則別表一課長に相当する職の欄に掲げる職に限る。) | 八種 |
| 10 | がん相談支援センター長、通院治療センター長及びいたみ緩和センター長 | 八種 |
| 11 | 事務局次長 | 八種 |
| 12 | 部長(看護部長を除き、任用規則別表一課長に相当する職の欄に掲げる職に限る。) | 八種 |
| 13 | 副看護部長 | 八種 |

| | | |
|----|--|----|
| 5 | 新病院建設室長 | 八種 |
| 6 | 医療安全管理室長 | 八種 |
| 7 | 総合周産期母子医療センター長 | 七種 |
| 8 | 看護部長 | 七種 |
| 9 | 総合周産期母子医療センター副センター長 | 七種 |
| 10 | 室長(医療安全管理室長を除き、任用規則別表一課長に相当する職の欄に掲げる職に限る。) | 八種 |
| 11 | がん相談支援センター長、通院治療センター長及びいたみ緩和センター長 | 八種 |
| 12 | 事務局次長 | 八種 |
| 13 | 部長(看護部長を除き、任用規則別表一課長に相当する職の欄に掲げる職に限る。) | 八種 |
| 14 | 副看護部長 | 八種 |

に改める。

(群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正) 第二条 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年群馬県病院管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「この規程による改正後の」を削り、「(以下「新給与規程」という。) 附則第十四項から第二十一項」を「附則第十二項から第十九項」に改める。

附則第四条第四項、第五項、第十一項、第十二項及び第十三項第二号中「新給与規程」を「群馬県病院事業職員の給与に関する規程」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。
(改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年群馬県病院管理規程第八号。次項において「令和五年改正規程」という。)附則第四条第一項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規程による改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)第八條の二第一項の規定を適用する。

3 令和五年改正規程附則第四条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第八條の二第四項(改正後の規程第八條の二第七項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程

群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戦略・DX推進係及び新病院建設室」を「及び戦略・DX推進係」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四条第六項中「地域医療連携室を置き」の下に「、同事務局に新病院建設室を置き、新病院建設室に新病院建設課を置き」を加える。

第六条第一項中「新病院建設室に室長を」を削り、同条第二項中「薬剤主監」の下に「、病院改革推進主監」を加える。

第七条第五項中「電気専門技術員(総括)」の下に「、建築専門技術員(総括)」を加え、「電気専門技術員、」を「電気専門技術員、建築専門技術員、」に改める。

第八条第四項の表新病院建設室長の項を削り、同表薬剤主監の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|-------------------------------|
| 病院改革推進主監 | 上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
|----------|-------------------------------|

第九条の表事務局長の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 新病院建設室長 | 上司の命を受け、新病院建設室の事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。 |
|---------|------------------------------------|

第九条の表中「小児集中治療部長」を「小児集中治療部長 歯科診療部長」に改め、同表電気専門技術員の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 建築専門技術員(総括) | 上司の命を受け、病院建築の専門技術に関する重要な事務をつかさどる。 |
| 建築専門技術員 | 上司の命を受け、病院建築の専門技術に関する事務をつかさどる。 |

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第六号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項第二号中「公団」を「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第七十五條第三号中「公団」を「独立行政法人」に改め、同条第十五号中「させなければ」を「しなれば」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 下水道料、放送受信料、後納郵便料その他これらに類する経費
十五 デビットカードを利用して支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費

第八十條ただし書中「次」を「第一号から第三号まで」に、「において、第四号」を「、第四号に掲げる経費は想定される外国為替の変動幅の範囲内、第五号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 外国為替の変動により支払額が変動するもの

第八十一條第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。
第八十二條第一号及び第八十四條第一項第一号中「公団」を「独立行政法人」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
